

津市旧学校体育施設の利用に関する事務取扱要綱

平成 27 年 3 月 30 日訓第 13 号

改正 平成 29 年 3 月 10 日訓第 8 号

令和 4 年 3 月 8 日訓第 9 号

令和 7 年 3 月 18 日訓第 9 号

令和 8 年 3 月 31 日訓第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学校としての用途を廃止した施設（屋内運動場及び屋外運動場をいう。以下「旧学校体育施設」という。）を地域に身近なスポーツ等の用に供する施設として利用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第 2 条 旧学校体育施設の名称等は、別表第 1 のとおりとする。

(利用者の範囲及び利用の手続)

第 3 条 旧学校体育施設を利用することができるものは、あらかじめ登録された団体（登録申込みの時点で 18 歳以上の代表者を有するものに限る。以下「登録団体」という。）とする。

2 前項の規定により登録を受けようとする団体は、旧学校体育施設利用団体登録申込書（第 1 号様式）を市長に提出しなければならない。

3 登録団体は、旧学校体育施設を利用しようとする場合は、利用しようとする日の属する年度の前年度の初日から利用しようとする日までの間に、旧学校体育施設利用承諾申込書（第 2 号様式）を市長に提出し、その承諾（以下「利用承諾」という。）を受けなければならない。

4 利用しようとする日の属する年度の前年度の初日から同年度の 2 月末日までの間に提出された旧学校体育施設利用承諾申込書は、全て当該期間の満了と同時に提出されたものとみなし、当該期間の満了後直ちに抽選を行うものとする。

5 市長は、利用承諾を行ったときは、旧学校体育施設利用承諾書（第 3 号様式）を当該登録団体に交付するものとする。

6 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、利用承諾に際

し、条件を付することができる。

（利用の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用承諾をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 営利を図る目的で利用するおそれのあるとき。
- (3) 政治活動又は宗教的活動のために利用するおそれのあるとき。
- (4) 施設、設備器具等を汚損し、又は損傷するおそれのあるとき。
- (5) 旧学校体育施設（屋内運動場に限る。）の利用がスポーツ以外の用に供するものであって、消防法（昭和23年法律第186号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令上不適當と認められるとき。
- (6) 第8条の経費の負担に関し不履行があるとき。
- (7) その他旧学校体育施設の管理運営上支障を来すおそれのあるとき。

（利用承諾の取消し等）

第5条 市長は、利用承諾を受けた登録団体（以下「利用団体」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該利用承諾を取り消し、若しくは変更し、又はその利用の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、利用承諾を受けたとき。
- (2) 利用承諾を受けた目的に反して、旧学校体育施設を利用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (5) その他市長が特に必要があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第6条 利用団体は、旧学校体育施設の利用を終えたとき、又は前条の規定により利用承諾を取り消され、若しくは変更され、若しくはその利用の停止を命じられたときは、直ちに利用した施設、設備器具等を原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第7条 利用団体又は入場者は、施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。ただし、利用団体又は入場者が、帰責事由がないことを証明した場合は、この限りでない。

（経費の負担）

第8条 利用団体は、旧学校体育施設の利用に伴い必要となる電気料金、ガス

料金、水道料金、下水道使用料等の一部について、別表第 2 に定める額を負担しなければならない。

(施設所管課の業務)

第 9 条 旧学校体育施設を所管する課等（以下「施設所管課」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 旧学校体育施設の利用に係る団体の登録に関すること。
- (2) 旧学校体育施設の利用承諾に関すること。
- (3) 旧学校体育施設の利用日時の調整に関すること。
- (4) 旧学校体育施設の維持管理に関すること。
- (5) その他旧学校体育施設の利用に関すること。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 10 日訓第 8 号）

- 1 この訓は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓の施行の日以後の利用に係る旧長野小学校、旧高宮小学校及び旧辰水小学校の利用許可手続については、同日前においても行うことができる。

附 則（令和 4 年 3 月 8 日訓第 9 号）

- 1 この訓は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の津市地域振興施設の利用に関する事務取扱要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る利用について適用し、同日前の申請に係る利用については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 18 日訓第 9 号）

- 1 この訓は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2 の規定は、この訓の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

附 則（令和 8 年 3 月 31 日訓第 31 号）

(施行期日)

- 1 この訓は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓の施行前に改正前の津市地域振興施設の利用に関する事務取扱要綱の規定によりなされた利用に係る手続は、改正後の津市旧学校体育施設の利

用に関する事務取扱要綱（次項において「新要綱」という。）の相当規定によりなされた利用に係る手続とみなす。

（検討）

- 3 市長は、この訓の施行後 3 年以内において、新要綱の施行の状況、津市立小学校の統廃合に係る取組状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第1（第2条関係）

名 称	施 設 所管課	利用できる施設 又は設備器具	利用できる日	利 用 時 間
旧 雲 林 院 小 学 校	芸濃総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後10時まで
		屋外運動場		午前9時から 午後5時まで
旧 安 西 小 学 校	芸濃総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後10時まで
		屋外運動場		午前9時から 午後5時まで
旧 長 野 小 学 校	美里総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後10時まで
		屋外運動場		午前9時から 午後5時まで
旧 高 宮 小 学 校	美里総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後10時まで
		屋外運動場		午前9時から 午後5時まで
旧 辰 水 小 学 校	美里総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後10時まで
		屋外運動場		午前9時から 午後5時まで
旧 大 井 小 学 校	一志総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後10時まで
		屋外運動場		午前9時から 午後5時まで
旧 波 瀬 小 学 校	一志総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1月4日から 12月28日まで	午前9時から 午後10時まで
		屋外運動場		午前9時から 午後10時まで
		屋外照明		午後5時から 午後10時まで

旧 竹 原 小 学 校	美杉総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日まで	午前 9 時から 午後 1 0 時まで
		屋外運動場		午前 9 時から 午後 1 0 時まで
		屋外照明		午後 5 時から 午後 1 0 時まで
旧 太 郎 生 小 学 校	美杉総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日まで	午前 9 時から 午後 1 0 時まで
		屋外運動場		午前 9 時から 午後 1 0 時まで
		屋外照明		午後 5 時から 午後 1 0 時まで
旧 伊 勢 地 小 学 校	美杉総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日まで	午前 9 時から 午後 1 0 時まで
		屋外運動場		午前 9 時から 午後 1 0 時まで
		屋外照明		午後 5 時から 午後 1 0 時まで
旧 多 気 小 学 校	美杉総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日まで	午前 9 時から 午後 1 0 時まで
		屋外運動場		午前 9 時から 午後 1 0 時まで
		屋外照明		午後 5 時から 午後 1 0 時まで
旧 下 之 川 小 学 校	美杉総 合支所 地域振 興課	屋内運動場	1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日まで	午前 9 時から 午後 1 0 時まで
		屋外運動場		午前 9 時から 午後 1 0 時まで
		屋外照明		午後 5 時から 午後 1 0 時まで

別表第2（第8条関係）

屋 内 運 動 場	1 時間当たり	2 0 0 円
屋外照明	1 時間当たり	5 0 0 円
〔備 考〕 利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間未満であるときは、これらを1時間とする。		

第1号様式（第3条関係）

旧学校体育施設利用団体登録申込書

年 月 日

(宛先) 津市長

団 体 名
()

住所

代表者 氏 名 (印)

生年月日 年 月 日

電話

1 次のとおり団体登録を受けたいので申し込みます。

[illegible]

2 添付書類

- (1) 名簿
- (2) 会則等団体としての活動の内容が分かるもの

※ 代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 2 号様式（第 3 条関係）

（表）

旧学校体育施設利用承諾申込書

年 月 日

（宛先）津市長

団体名

（〒 ）

住 所

代表者 氏 名



電 話

次のとおり旧学校体育施設を利用したいので申込みます。

利用年月日	年 月 日
利用時間	午後 時 分から 午後 時 分まで
利用施設 又は 設備器具	
利用人数	人
利用目的	
備考	旧学校体育施設の利用については、裏面の注意事項を遵守します。

※ 代表者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

(裏)

注意事項

- 1 旧学校体育施設を利用するときは、利用承諾書を必ず携帯してください。
提示していただくことがあります。
- 2 登録団体以外の利用は、できません。屋内運動場については、スポーツ以外
の利用はできません。
- 3 利用者が津市旧学校体育施設の利用に関する事務取扱要綱等に違反したと
きは、利用承諾を取り消し、若しくは変更し、又はその利用の停止を命ずる
ことがあります。
- 4 利用者は、利用時間に応じて所定の電気料金等の経費を負担してください。
- 5 施設、設備器具等は、汚さないでください。また、利用後は代表者が責任
を持って清掃を行い、ゴミは持ち帰ってください。
- 6 代表者は、部外者が出入りしないよう注意してください。
- 7 施設、設備器具等が損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償してい
ただく場合があります。ただし、利用団体が、帰責事由がないことを証明し
た場合は、この限りではありません。
- 8 旧学校体育施設内での飲食、飲酒、喫煙及び危険行為は、禁止します。
- 9 火気の使用は、禁止します。
- 10 未成年者等の利用に当たっては、代表者が責任を持って事故等のないよ
うに努めてください。
- 11 けがや事故、盗難等については、責任を負いません。
- 12 利用承諾を受けた目的以外に利用しないでください。

第 3 号様式（第 3 条関係）

（表）

登録番号	（記号番号）
------	--------

旧学校体育施設利用承諾書

年 月 日

（登録団体の名称）

（代表者の氏名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申込みのありました旧学校体育施設の利用については、次のとおり承諾します。

利用年月日	年 月 日
利用時間	午後 時 分から 午後 時 分まで
利用施設 又は 設備器具	
利用人数	人
利用目的	
条件	
備考	

(裏)

注意事項

- 1 旧学校体育施設を利用するときは、この利用承諾書を必ず携帯してください。提示していただくことがあります。
- 2 登録団体以外の利用は、できません。屋内運動場については、スポーツ以外の利用はできません。
- 3 利用者が津市旧学校体育施設の利用に関する事務取扱要綱等に違反したときは、利用承諾を取り消し、若しくは変更し、又はその利用の停止を命ずることがあります。
- 4 利用者は、利用時間に応じて所定の電気料金等の経費を負担してください。
- 5 施設、設備器具等は、汚さないでください。また、利用後は代表者が責任を持って清掃を行い、ゴミは持ち帰ってください。
- 6 代表者は、部外者が出入りしないよう注意してください。
- 7 施設、設備器具等が損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償していただく場合があります。ただし、利用団体が、帰責事由がないことを証明した場合は、この限りではありません。
- 8 旧学校体育施設内での飲食、飲酒、喫煙及び危険行為は、禁止します。
- 9 火気の使用は、禁止します。
- 10 未成年者等の利用に当たっては、代表者が責任を持って事故等のないように努めてください。
- 11 けがや事故、盗難等については、責任を負いません。
- 12 利用承諾を受けた目的以外に利用しないでください。